

総管第 9681号
令和 2年 3月13日

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会会長 殿

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹



危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。当機構の業務に関しまして、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当機構では、道路法第46条第3項の規定に基づき、水底トンネル及びこれに類するトンネル（水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの又は長さ五千メートル以上のトンネル）における危険物積載車両の通行規制を実施していますが、令和2年3月22日より首都高速道路株式会社が管理する横浜北西トンネル（横浜市道高速横浜環状北西線）においても通行規制を実施することとし、別添（「危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示」独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第2号）のとおり公示しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会傘下団体又は事業者の方へご伝達とともに、規制内容の遵守につきまして、特段のご配慮をいただきたくお願いいたします。

【問合せ先】

独立行政法人
日本高速道路保有・債務返済機構
<http://www.jehdra.go.jp/>

総務部 管理課 金崎、野澤
TEL045-228-5962

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの
通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第2号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成22年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号）の一部を次のように改正し、令和2年3月22日から適用する。

令和2年3月13日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 渡邊 大樹

1. 1の表中

「

名 称	箇 所
横浜北西トンネル (横浜市道高速横浜環状北西線)	神奈川県横浜市緑区北八朔町から神奈川県横浜市都筑区東方町まで

」

を追加する。

2. 別表第2の2高圧ガスの要件のその他欄中2に「横浜北西トンネル」を追加する。